平成２２年（フ）第１６２１号
京都府長岡京市友岡２丁目３番１―413号　サンハイム長岡京413
債務者　村川　幸江
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５５号
京都市伏見区深草大亀谷万帖敷町127番地の３
債務者　島津　康彦
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６３８号
兵庫県加古川市野口町坂元281番地の２　レオネクストラフジワラ208号、従前の住所兵庫県明石市大久保町江井島1650番地の２　プレステージ明石大久保1003号
債務者　森口かおり
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９５号
兵庫県加古川市加古川町粟津1122番地　ル・シャブラ301号、住民票上の住所神戸市灘区天城通５丁目１番19号　エクセレント摩耶201号
債務者　藤田　輝子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１４号
兵庫県加古川市加古川町大野563―１　ハイツ南条Ｂ棟105号室、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町大野561番地の９
債務者　松本由美子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２１８号
広島県大竹市南栄３丁目５番７号　サントーク南栄102号室、住民票上の住所山口県岩国市美和町生見3417番地３
債務者　石出　博美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０１号
広島市東区尾長西２丁目３番22―302号
債務者　平木　朝子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４０６号
広島市東区上大須賀町10番18号
債務者　ワールドトレーディングヒロシマこと　中村　明子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４２６号
広島市東区山根町22番６―402号　ＷＩＳＨマツモト
債務者　金丸　直子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４３８号
広島市佐伯区五日市中央１丁目10番25号
債務者　森明　裕子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１４号
福岡県朝倉市甘木2146番地37
債務者　川原　恵子（旧姓平田）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４３号
福岡県春日市春日公園１丁目45番地春日公園団地12棟104号
債務者　桐原　健一
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４４号
福岡県春日市春日公園１丁目45番地春日公園団地12棟104号
債務者　桐原　幸芽（旧姓橘）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２４号
福岡県糟屋郡宇美町明神坂３丁目18番８号
債務者　川端　英恵
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９３号
福岡市城南区片江２丁目25番24号
債務者　小西　圭
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９５号
福岡県糸島市二丈田中388番地11
債務者　藤川　卓美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８９６号
福岡県糸島市志摩津和崎292番地２
債務者　藤川　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　福岡地方裁判所第４民事部